

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に対し、外出のための支援(以下「移動支援」という。)を行うことにより、障害者等の自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(支援の方法等)

第2条 市長は、個別に移動支援が必要な障害者等に対し、当該障害者等の利用の状況に応じた移動支援の事業(以下「事業」という。)を行うものとする。

2 市長は、事業の全部又は一部を適切に事業が運営されると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 移動支援を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、屋外での移動に著しい制限のある次の各号のいずれかに該当する視覚障害者(児)、全身性障害者(児)(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に規定する障害程度の等級が1級に該当する障害者(児)であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害者(児)をいう。)、知的障害者(児)又は精神障害者(児)であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でないとする外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)のため個別に移動支援を行う必要があると市長が認めたものとする。ただし、本市以外の市町村による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する介護給付費等の支給決定等を受けている者を除く。

(1) 市内に居住地を有する者

(2) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者等で、特定施設等への入所前(継続入所障害者については最初に入所した特定施設等への入所前)に本市に居住地を有していたもの

(利用の申請)

第4条 移動支援を利用しようとする対象者又はその保護者(以下「利用申請者」という。)は、移動支援利用申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、その旨を移動支援利用決定(却下)通知書(別記第2号様式)により当該利用申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用決定者」という。)は、第4条の申請書の記載事項に変更が生じたときは、移動支援利用変更届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業に要する費用の額)

第7条 事業に要する費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)に定める単価の例による割合を別表の単位数に乗じて得た額とする。

(費用の負担)

第8条 利用決定者は、移動支援を利用するときは、前条の規定により算出した事業に要する費用の額の1割に相当する額を負担するものとする。ただし、利用決定者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき、又は利用決定者及び当該利用決定者と生計を一にする者が移動支援を利用する月の属する年度(移動支援を利用する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税を課されない者であるときは、無料とする。

(費用の負担額の減免)

第9条 市長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、前条に規定する費用の負担額を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする利用決定者(以下「減免申請者」という。)は、移動支援費用負担額減免申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、減額又は免除の可否を決定するとともに、その旨を移動支援費用負担額減免決定(却下)通知書(別記第5号様式)により当該減免申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) [第3条](#)に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が利用を不適当と認めたとき。
- 2 市長は、[前項](#)の規定により決定を取り消したときは、移動支援利用決定取消通知書([別記第6号様式](#))により当該利用決定者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年6月6日告示第90号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の君津市移動支援事業実施要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月1日告示第87号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日告示第90号)

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第35号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月19日告示第162号)

この告示は、平成25年11月25日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第39号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第32号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第58号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条)

所要時間	区分	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満		254単位	105単位
30分以上1時間未満		402単位	197単位
1時間以上1時間30分未満		584単位	276単位
1時間30分以上		667単位に30分を増すごとに83単位を加算した単位	346単位に30分を増すごとに70単位を加算した単位

備考 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別記第1号様式(第4条)

移動支援利用申請書

年 月 日

君津市長 様

移動支援を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居住地	電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	申請に係る児童氏名		続 柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	

生活保護法による被保護者				該当・非該当	
申請者及び申請者と生計を一にする者の市町村民税				課税・非課税	
他のサービスの利用状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間
	利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5	
	利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の種類・内容	種別	<input type="checkbox"/> 身体介護を伴う <input type="checkbox"/> 身体介護を伴わない			
	内容				

申請者及び申請者と生計を一にする者の市町村民税が非課税である場合は、次の承諾書に記入するか、又は市町村民税が非課税であることのわかる書類を添付してください。

承諾書

移動支援事業の利用者負担額を算定するため、私に係る市民税額等を確認することを承諾します。

年 月 日

	住 所	氏 名	申請者との関係
申請者		㊟	本人
生 計 を 一 に す る 者		㊟	
		㊟	
		㊟	

第2号様式(第5条)

移動支援利用決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった移動支援の利用について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 決定

受給者番号		決定者(保護者)氏名	
利用開始日		決定に係る児童氏名	
有効期間			
費用負担			
支援の種別・内容			
注意事項	1 利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、君津市長にその旨を届け出てください。		

2 却下

理由	
----	--

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第3号様式(第6条)

移動支援利用変更届

年 月 日

君津市長 様

利用の決定を受けた内容に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	決定に係る児童氏名		続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	

支援の種別	<input type="checkbox"/> 身体介護を伴う <input type="checkbox"/> 身体介護を伴わない	
変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		

第4号様式(第9条第2項)

移動支援費用負担額減免申請書

年 月 日

君津市長 様

移動支援の利用に要する費用の負担額の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名		続柄		
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	

支援の種別	<input type="checkbox"/> 身体介護を伴う <input type="checkbox"/> 身体介護を伴わない
申請の理由	

第5号様式(第9条第3項)

移動支援費用負担額減免決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった移動支援費用負担額の減免については、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 決 定

決 定 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
フリガナ 決定に係る 児 童 氏 名	居 住 地	電話番号		
			生年月日	年 月 日
			続 柄	
支援の種別	<input type="checkbox"/> 身体介護を伴う <input type="checkbox"/> 身体介護を伴わない			

減免をする年月	年	月利用分
費用負担額	減 免 前	減 免 後

2 却 下

理 由	
-----	--

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第6号様式(第10条第2項)

移動支援利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで決定した移動支援の利用について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 決定の内容

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	決定に係る児童氏名			
			続柄	
	有効期間			
	支援の種別	<input type="checkbox"/> 身体介護を伴う <input type="checkbox"/> 身体介護を伴わない		

2 取消しの理由

--

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。